

ちば農商工連携事業支援基金助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県産業振興センター理事長（以下、「理事長」という。）が、ちば農商工連携事業支援基金事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき「新商品・新役開発・販路開拓等助成事業」及び「農商工連携事業展開サポート事業」にかかる助成金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 農商工連携とは、中小企業者等と農林漁業者が有機的に連携し、当該中小企業者等及び農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して、互いの創意工夫により新商品の開発、生産若しくは販路の開拓又は新役務の開発を行うことをいう。
- 二 助成金交付事業とは、創業（農林漁業を除く。）を行う者又は経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者との連携体が実施する事業、創業（農林漁業を除く。）を行う者若しくは経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する事業を行う者が実施する事業並びに創業（農林漁業を除く。）若しくは経営の革新を行おうとするNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体が実施する事業に対し助成金を交付する事業をいう。
- 三 助成事業とは、助成金交付の対象となる事業をいう。
- 四 中小企業者とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条に規定する中小企業者（農林漁業者を除く。）で、県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者（以下、みなし大企業という）は補助対象者から除く。
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）が所有している中小企業者
 - ロ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）が所有している中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- 五 中小企業者等とは中小企業者、NPO等のことをいう。
- 六 NPO等とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人のうち千葉県内に事務所を有する者、その他知事が適当と認めた者をいう。
- 七 農林漁業者とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第2条に規定する農林漁業者をいう。
- 八 中小企業者等と農林漁業者との連携体を支援する事業を行う者とは、本条第5号、第7号に定める者を支援する事業を行う農林水産団体、商工関係団体、県内の大学・高等研究機関

等をいう。

(助成金交付事業の種類及び内容)

第3条 理事長は、別表に掲げるとおり助成金交付事業を行う。

(助成対象者)

第4条 助成金交付事業の対象者は次のとおりとする。

- 一 創業（農林漁業を除く。）を行う者若しくは経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者との連携体
- 二 創業（農林漁業を除く。）を行う者若しくは経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する事業を行う者
- 三 創業（農林漁業を除く。）若しくは経営の革新を行おうとするNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体（特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者は除く。）

(助成金の対象経費等)

第5条 助成対象とする経費は、助成対象事業に必要な経費であって、別表の事業について助成対象経費に掲げるもののうち、予算の範囲内において、理事長が必要かつ適当と認めるものとする。

(助成金の交付の対象期間等)

第6条 事業実施対象期間は、次のとおりとする。

事業名	実施期間
新商品・新役務・特産品等開発・販路開拓助成	助成金の交付決定を受けた日から1年間以内
研究開発助成	助成金の交付決定を受けた日から3年間以内
農商工連携事業展開サポート事業	助成金の交付決定を受けた日から1年間以内

(助成率及び助成限度額)

第7条 助成対象事業の助成率は次のとおりとする。

事業名	助成率	助成限度額
新商品・新役務・特産品等開発・販路開拓助成	3分の2以内	500万円以内
研究開発助成	3分の2以内	1,000万円以内(総額)
農商工連携事業展開サポート事業	10分の10	500万円以内

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「助成対象事業者」という。）は、助成金交付申請書（様式1-1、農商工連携事業展開サポート事業については1-2）を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の助成金の交付を申請するに当たっては、当該助成金に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た額をいう。以下、「仕入控除税額」という。）がある場合には、当該仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

（審査会の設置）

第 9 条 理事長は、基金事業を効果的に推進するとともに、前条第 1 項の規定により提出された助成金交付申請書の計画内容及び助成金交付の適否等を審査するため、外部有識者等で構成するちば農商工連携事業支援基金審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置するものとする。

（採択基準）

第 10 条 助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足度の高い者から予算の範囲内で採択する。

- 一 中小企業者等と農林漁業者の連携体制が十分であること
- 二 助成事業の内容及び事業化のための取組に市場性があること
- 三 助成事業の内容及び事業化のための取組に革新性がありかつ、実現可能性が高いこと
- 四 事業実施体制の妥当性及び経理体制が十分であること
- 五 地域活性化への効果が期待できること

（助成金の交付決定）

第 11 条 理事長は、前条の申請が適当であると認めるときは、助成金の交付決定を行い、速やかに助成金交付決定通知書（様式 2）により申請者に通知しなければならない。

2 理事長は、助成金の交付決定を行うに当たっては、あらかじめその内容及び助成金の適否について審査委員会に意見を聴かなければならない。

（助成金の交付の条件）

第 12 条 理事長は、交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため、助成対象事業者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 助成対象事業を行うために締結する契約に関する事項、その他助成対象事業に要する経費の使用方法に関すること。
- 二 助成対象事業の完了により、当該助成対象事業者に相当の収益が生じた場合は第 28 条に定める事業化報告書により報告し、その交付した助成金の全部又は一部をセンターに納付すべきこと。

（申請の取下げ）

第 13 条 第 5 条第 1 項の規定による助成金交付決定通知を受けた助成対象事業者（以下「助成

事業者」という。)は、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、書面により行わなければならない。

(助成対象事業の内容等の変更)

第14条 助成事業者は、申請内容及び助成対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式3)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。

一 助成対象経費の20%以内の減少となる内容の変更をするとき

二 助成対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内で経費の配分を変更するとき

三 助成対象事業の遂行に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更するとき

3 理事長は、第1項の承認を行うに当たっては、必要に応じて審査委員会の意見を聴かなければならない。

(助成対象事業の中止又は廃止)

第15条 助成事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式4)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成対象事業遅延等の報告)

第16条 助成事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書(様式5)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 助成事業者は、助成対象事業の遂行状況について理事長が報告を求めたときは、遅滞なく、助成対象事業遂行状況報告書(様式6)を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第18条 助成事業者は、助成対象事業が完了したとき(研究開発助成の対象事業で複数年度にまたがるものにあつては、各事業年度の事業内容が完了したとき。助成対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日以内又は助成交付金決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに助成対象事業実績報告書(様式7-1、農商工連携事業展開サポート事業については様式7-2)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第19条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式8）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第20条 前条の規定により通知を受けた助成事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式9）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により交付すべき助成金の額の確定した後、助成金を助成事業者に対して支払うものとする。

(助成金の概算払)

第21条 理事長は、助成金の交付決定後に特に必要があると認めるときは、助成金の一部を概算払により交付することができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書（様式10）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第22条 理事長は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用する等、その助成対象事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第23条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第24条 理事長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額に理事長が定める割合を乗じて計算した加算金を徴収することができる。

2 理事長は、前条の規定により助成金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき理事長が定める割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。

(助成金に係る経理等)

第25条 助成事業者は、経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の完了（助成対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、理事長の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第26条 助成対象事業により取得し、又は効用の増加した施設及び備品等（以下、「取得財産等」という）について、助成対象事業が完了した後も助成金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を助成金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

3 理事長は、当該取得財産等が理事長が定める期間を経過している場合を除き、助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(立入検査等)

第27条 理事長は、助成対象事業の適正を期すために必要があると認めたときは、助成事業者に対して報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実施結果の報告等)

第28条 助成事業者は、助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後2年間において、毎年度終了後翌年の12月末までに助成対象事業に係る過去1年間の事業化の状況等について、事業化報告書（様式11）により理事長に報告しなければならない。

(適用除外)

第29条 農商工連携事業展開サポート事業のうち、センターが行うものについては、第11条第2項及び第14条第3項の規定は適用しない。

(その他)

第30条 理事長は、この要領に定めるもののほか、助成対象事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成21年7月8日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。